

中小事業者に対する支援（資金繰り支援）

日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化等

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに200万件、40兆円を超える融資・保証を実施。これまでの実績も踏まえて、3次補正予算案において追加で総額29兆円規模の資金繰り支援を講じる。（予算額**3兆2,049億円**）。
- 今回、迅速な資金繰り支援を行うため、日本政策金融公庫等における運用について、
 - ① 「直近1ヶ月」の売上減少（※）を要件としていたところ、「直近2週間以上」での比較も可とする。
（※）個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
 - ② 融資の申請時に、「試算表」（月次の売上等を記載した資料）を省略可とする。
 - ③ 融資の申請時に、「押印」を不要にする。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる上限額を引き上げる。
（日本公庫は1月22日（金）より運用開始、商工中金と民間は2月上中旬より運用開始（システム改修後））

日本公庫（中小）

2億→3億

商工中金

2億→3億

日本公庫（国民）

4000万→6000万

民間（信用保証）

4000万→6000万

- さらに、日本公庫等に対し、一定期間の返済猶予を行うなど、最大限柔軟な対応を要請する予定。